

グリーン調達ガイドライン



2020年7月 改訂（第5版）
2012年1月 制定、施行

 **太平洋互業株式会社**

はじめに

地球環境保護に対する社会の関心の高まりとともに、企業に求められる役割・責任も日増しに大きくなっています。

太平洋工業は、環境への対応を事業活動における重要課題と捉え、環境にやさしい製品・技術の開発を強化するとともに、開発・生産・廃棄・リサイクルに至る全ての工程において、環境保全と環境負荷物質削減に配慮したものづくりを推進しています。そしてものづくりを通じた低炭素社会の実現に貢献したいと思っています。

この取組みの中で大切なことは、全ての事業に関わる一人ひとりの理解と環境意識の向上であり、そのために太平洋工業とお取引先様が環境理念を共有し、サプライチェーン全体で環境活動を推進することが必要です。

この度、部品・材料その他の調達にあたって、お取引先様に更なるご協力と環境保全活動への努力をお願いするために、「グリーン調達ガイドライン」を発行いたしました。本ガイドラインは、弊社がお取引先様に遵守していただきたい事項、配慮していただきたい事項をまとめたものです。

お取引先様におかれましては、取組みの主旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長

小川信也

目次

| | |
|----------------------------------|-----|
| はじめに | 1 |
| 目次 | 2 |
| 1 太平洋工業の環境保全への取組み | 3 |
| 2 グリーン調達について | 4 |
| 1. グリーン調達の目的 | |
| 2. グリーン調達活動の範囲 | |
| 3 お取引先様へのお願い事項 | 5～8 |
| 1. 法令の遵守 | |
| 2. 環境マネジメントシステムの構築 | |
| 3. ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進 | |
| 4. 調達品の環境負荷物質管理 | |
| (1) 環境負荷物質の調査 1 (SDS) | |
| (2) 環境負荷物質の調査 2 (設計開発段階) | |
| (3) 環境負荷物質の調査 3 (品番、材料コード設定時) | |
| (4) 禁止・制限物質の代替作業 | |
| (5) 廃止・削減に向けた取組み | |
| 5. ライフサイクル全体での環境負荷を減らすための取組み・ご提案 | |
| (1) 環境パフォーマンスの向上 | |
| (2) ライフサイクル全般に関わる CO2 排出量の低減 | |
| (3) 梱包・包装資材の低減 | |
| (4) 環境に資する生産設備・施設のご提案 | |
| (5) 備品・一般事務用品の優先購入 | |
| (6) 水環境影響の削減 | |
| (7) 資源循環の推進 | |
| 4 用語解説 | 9 |

1 太平洋工業の環境保全への取り組み

弊社では、企業理念・行動規範において地球環境保全に取り組むとともに、真のグローバル企業として社会の持続可能な発展に貢献することを明言しています。

社会から期待される“良い会社”をめざし、環境方針を定めて、事業活動のすべての段階で環境保全に配慮し、行動しています。

【企業理念】

わが社はメーカーとして

1. 技術開発に努め、お客様の要望に応えた高いレベルの商品を提供していきます。
2. 人間尊重を基本に、社員が“働く楽しみ”、“創る満足”を得る“場”を提供していきます。
3. 地球環境保全に努め、社会から期待される良い会社であり続けます。

【環境方針】

PACIFIC 環境チャレンジ 2050 の達成に向けて、全員参加で環境負荷低減活動を加速

2 グリーン調達について

1. グリーン調達の目的

グリーン調達の目的は、弊社が製造・販売する製品等を構成する調達品について、環境管理体制が整備されたお取引先様から、環境負荷が少ない調達品を調達することにより、地球環境負荷低減を推進することです。

2. グリーン調達活動の範囲

お取引先様にお問い合わせする環境取組み事項は下表のとおりです。

| 環境取組み事項 | 対象お取引先様 | | | | | |
|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|----|-----------|
| | 部品 | 原材料・副資材 | 梱包・包装資材 | 生産設備・施設 | 物流 | 備品・一般事務用品 |
| 1. 法令の遵守 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 環境マネジメントシステムの構築 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 調達品の環境負荷物質管理 | | | | | | |
| (1) 環境負荷物質の調査 1 | | ○ | | | | |
| (2) 環境負荷物質の管理 2 | ○ | ○ | ○ | | | |
| (3) 環境負荷物質の管理 3 | ○ | ○ | ○ | | | |
| (4) 代替作業 | ○ | ○ | ○ | | | |
| (5) 廃止・削減に向けた取組み | ○ | ○ | ○ | | | |
| 4. ライフサイクル全体での環境負荷を減らすための取組み・ご提案 | | | | | | |
| (1) 環境パフォーマンスの向上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) ライフサイクル全般の CO2 排出量の低減 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3) 梱包・包装資材の低減 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4) 環境に資する生産設備・施設のご提案 | | | | ○ | | |
| (5) 備品・一般事務用品の優先購入 | | | | | | ○ |

3 お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を実現するためには、お取引先様の「法令順守」、「環境管理体制の整備」、「調達品に含まれる環境負荷物質の管理」が必要です。そのために、お取引先様には次のお願いをさせていただきます。

1. 法令の順守

お取引様が事業活動を行なっている各国・地域の関連する法令の遵守をお願いいたします。

2. 環境マネジメントシステムの構築

お取引先様におかれましては、ISO14001等の外部認証の取得をお願いいたします。既に取得済みのお取引先様におかれましては、運用の維持・レベルアップ・更新をお願いいたします。

<太平洋工業推奨外部認証>

| 規格 | 主催 | 特徴 |
|-----------|----------------------|-------------------------------|
| ISO14001 | 国際標準化機構 | 国際的スタンダード |
| エコステージ | 一般社団法人 エコステージ協会 | 5つのステージを備えた簡易版で、段階的なレベルアップが可能 |
| エコアクション21 | 一般財団法人 持続性推進機構 | 環境省が普及を図る中小企業向けのEMS |
| KES | 特定非営利活動法人 KES環境機構 | 中小企業向けのEMS |

なお、必要に応じてチェックリスト等による環境管理体制等の確認をさせていただきますことがあります。

3. 調達品の環境負荷物質管理

環境負荷物質に関しては、欧州をはじめ世界中の国々が規制を強めており、これに対応するため、調達品について太平洋工業管理物質リストに従って環境負荷物質の管理（使用禁止物質の不使用、監視物質の使用報告等）をお願いいたします。

なお当社の調査・管理とは別に、弊社顧客の要請に従って、調査・管理をお願いする場合がございますが、都度ご協力をお願いいたします。

<太平洋工業管理物質リスト>

- ◆ 表-1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に定める第1種特定化学物質
- ◆ 表-2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に定める第2種特定化学物質
- ◆ 表-3 欧州REACH SVHC
- ◆ 表-A 制限物質～欧州のELV (+6SOC) 及びRoHS指令規制物質
(別紙-2 環境負荷制限物質の適用除外と用途)
- ◆ 表-B GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)
<http://www.gadsl.org/>

(1) 環境負荷物質の調査1 (SDS)

太平洋工業では調達する原材料並びに副資材についてSDSの提出をお願いしております。当社依頼に従って提出ください。

(2) 環境負荷物質の調査2 (設計開発段階)

太平洋工業管理物質リスト(表-1～3、A、B)に基づき、購買品に使用される材料・化学物質データを調査の上「環境負荷物質報告書」に記入・報告願います。

(3) 環境負荷物質の調査3 (品番、材料コード設定時)

太平洋工業管理物質リストの「表-A」に記載された物質について含有調査を実施のうえ「制限物質の非含有エビデンス報告書」にて報告願います。

(4) 禁止・制限物質の代替作業

調査において次の物質が閾値を超えて使用・含有されていることが確認された場合には「環境負荷物質代替検討依頼書」を提出し、弊社技術部からの回答に沿って、代替作業を実施ください。

- ・太平洋工業管理物質リスト(表-1、2)に記載された化学物質
- ・太平洋工業管理物質リスト(表-3)に記載された化学物質のうち認可物質に指定されたもの
- ・太平洋工業管理物質リスト(表-A)に記載された化学物質
- ・太平洋工業管理物質リスト(表-B) GADSLに記載された化学物質のうち“P”または“D/P”に分類されるもの(“D/P”に分類されたものであっても認められた使用目的の場合には除外する)

(5) 廃止・削減に向けた取組み

調査において太平洋工業管理物質リスト(表-1~3、A、B)に記載された化学物質が使用・含有されていることが確認された場合には廃止・削減に向けた取組みを実施願います。

4. 環境負荷を減らすための取組み・ご提案

当社では、地球環境保護のため、CO₂ 排出量の削減、廃棄物の削減、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法) 対象物質の削減、VOC 排出量の削減、並びにエネルギー原単位の向上を目指して活動しています。お仕入先様におかれましても、同様の取組みをお願いいたします。

また環境負荷の削減に寄与する製品や技術についても、積極的なご紹介とご提案をお願いいたします。当社ではこれらの製品や技術を優先的に採用検討いたします。

(1) 環境パフォーマンスの向上

CO₂ 排出量の削減、廃棄物の削減、PRTR 法対象物質の削減、VOC 排出量の削減、並びにエネルギー原単位の向上に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

(2) 製品・サービスに関わるライフサイクルでの CO₂ 排出量の低減

購買品を納入いただいている仕入先様、ならびに当社製品の物流をお願いしておりますお取引先様におかれましては、製品やサービス、および拠点における目標設定をして、CO₂ 排出量低減の取組みをお願いいたします。

(3) 梱包・包装資材の低減

購買品は、その品質保持、輸送中の傷防止等のために梱包・包装材料を用いて納入いただいておりますが、これらの廃棄物が環境に与える影響を最小限とするため、梱包・包装の改善、簡易化、通い箱化等、廃棄物の削減につながるご提案をお願いいたします。

(4) 環境に資する生産設備・施設のご提案

当社の生産活動に要するエネルギーおよび CO₂ 排出量の削減につながる生産設備、施設のご紹介をお願いいたします。

(5) 備品・一般事務用品の優先購入

当社では、環境に配慮した備品・一般事務用品の購入を推進しています。下記の表示マークの付いた製品を優先的に使用していきますので、よろしくお願いいたします。

<対象環境ラベル>

| 表示 | 主催 |
|--------------|----------------------------|
| エコマーク | (財) 日本環境協会 |
| グリーン購入法適合マーク | 環境省 |
| GPNマーク | グリーン調達ネットワーク |
| FSCマーク | Forest Stewardship Council |

(6) 水環境影響の削減

各国、各地域の水環境事情を考慮し、拠点（工場、研究所、事務所、営業所、物流施設など）における水リスクを量と質の観点から評価した上で、下記などの取組をご実施いただき、水環境インパクト（影響）の削減をお願いします。

- ・水使用量削減
- ・雨水の利用
- ・工場等での水の循環利用
- ・排水の水質向上
- ・取水源の保全

(7) 資源循環の推進

製品における枯渇性資源の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。

4 用語解説

- ・ ELV (End of Life Vehicle)

欧州廃車指令。欧州で制定されている、自動車のリサイクル及び重金属4物質（鉛、カドミウム、水銀、6価クロム）の使用を制限した指令。

- ・ GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

Global Automotive Stakeholder Group (GASG) が公開する化学物質リスト。サプライチェーンを通して OEM (Original Equipment Manufacturers/自動車の完成車メーカー) へ供給される部品や材料に含まれ、将来/現在の規制の対象、または人体や環境に悪影響をもたらす化学物質に関する特定の情報が含まれている。

<http://www.gadsl.org/>

- ・ SDS (Safety Data Sheet)

製品安全データシート。化学製品を安全に取り扱うために必要な情報（名称・製造企業名・化学物質の性状・取扱法・危険性や有害性の種類・安全対策・緊急時の対策など）を記載したもの。

- ・ PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

環境汚染物質の排出・移動登録。有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表するしくみ。

- ・ REACH (Registration, Evaluation, Authorization and restriction of CHemicals)

欧州における包括的な化学物質規制。欧州において生産・輸入される原材料・副資材については、含有する化学物質を登録することが義務づけされており、製品・部品については、規制で定められた高懸念物質(SVHC)の含有情報を公開することが義務づけされている。2007年6月より施行がスタートし段階的に規制対象化学物質および管理対象が拡大される法規制。

- ・ RoHS (Restriction of the use of certain Hazardous Substance in electric and electronic equipment)

特定有害物質使用制限指令。欧州で制定されている、重金属4物質（鉛、カドミウム、水銀、6価クロム）と特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の使用を制限した指令。

- ・ VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。ガソリン、シンナー、アルコールなども VOC に含まれる。

- ・クローズドループリサイクル

端材やスクラップ等の廃棄物から同じ製品に再生すること。

- ・ライフサイクル

製品・サービスの原料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階

<お問い合わせ先>

■ 安全環境部 環境 G

TEL : 0584-93-0107 FAX : 0584-92-1804

■ 総務部 資材 G

TEL : 0584-93-0116 FAX : 0584-92-1804

